

北陸3県を対象とした学校における  
てんかんのある児童生徒の支援マニュアル  
— 学校提出書類の主治医記載マニュアル —

第1版  
2023年7月

## 診療情報提供書（兼 てんかん学校生活管理指導表）の記載方法

### 診療情報提供書（兼 てんかん学校生活管理指導表）の取り扱いに関して

「診療情報提供書（兼 てんかん学校生活管理指導表）」は、てんかんのある児童生徒の円滑な学校生活を支援することを目的とし、児童生徒のてんかんの診療状況や診断、てんかん発作の状態、てんかん発作時の対応などについて、主治医の見解や医学的意見を学校へ情報提供するための文書である。その対象は、北陸3県の小学校、中学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校）、高等学校、特別支援学校に在籍するてんかんのある児童生徒としている。提出された書類は、安心して学校生活を過ごし活動できるように、本人や保護者、教職員、養護教諭、学校看護師、学校医、主治医などと指導内容や対応方針を検討するための元資料となる。また本指導表は、保護者の同意が得られれば、学校関係者で広く、てんかんに関する情報共有がなされることを前提としている。学校での実際の対応は、本指導表に加え、各学校における相談や検討内容をふまえて、保護者との同意の下で最終的に決定される。本指導表を記載する主治医は、指導表に絶対的な拘束力があるわけではなく、実際の運用では、指導表通りにならない場合があることにも留意する。

なお、これまで学校へ提出書類の作成費用は、自費（保護者負担）や無料（医療機関負担）の対応が多かったが、主治医から「学校医」宛の診療情報提供書とすることで、B009 診療情報提供料（I）算定し、書類作成費用を保険適応可能としている。

### B009 診療情報提供料（I）

7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

### 各記載項目に関して

#### 内服薬

現在の内服薬を記載する。お薬手帳のコピーを保護者が学校へ提出することでも代用可能である。特に処方変更の可能性が高い場合は、処方変更のたびにお薬手帳のコピーを保護者が学校へ提出することが望ましい。

#### てんかん発作型（複数選択可）

学校教員など非医療者が、どのようなてんかん発作かをイメージしやすい表現方法にしている。ILAE2017の発作型分類とは1対1対応しない場合もあるが、本人の発作の状態に近いものを選択する。複数の発作型がある場合は、複数選択する。心因性非てんかん発作、その他の発作の場合は、どのような発作や症状がおきるかを記載する。おおよそのILAE2017発作型分類と対応表は下記の通りである。

書類での発作	ILAE2017 発作型分類など
全身を硬くさせて転倒し、意識消失と呼吸抑制を伴う発作	強直発作、間代発作、全般強直間代発作、焦点起始両側強直間代発作（二次性全般化発作）
一定時間、意識がぼーっとし、周囲に対する反応がなくなる発作	焦点意識減損発作（複雑部分発作）、動作停止発作

四肢や体幹の極めて短時間の運動発作 (ビクッ、ギュー、脱力など)	ミオクローニー発作、てんかん性スパズム(点頭発作)、強直発作、脱力発作、失立発作
体の一部に一定時間の運動症状を伴うが、意識が保たれる発作	焦点運動発作(単純部分発作)
数秒から数十秒間、動作が停止し意識が消失する発作(転倒せず速やかに意識回復する)	定型欠神発作、非定型欠神発作
怖がる、興奮する、暴れるなど、感情の変化を主体とする発作	運動亢進発作、情動発作、笑い発作
本人にしか分からない感覚のみの発作	自律神経発作、感覚発作、視覚発作

### **発作頻度**

現在の発作状況に関して、発作全体のおおよその頻度を選択する。

### **重積発作の既往**

これまでに「てんかん重積状態」の既往があるかどうかを記載する。本項目で指すてんかん重積状態とは ILAE2015 年の「脳に長期的な影響を残すリスクが生じる時間(t2)」の定義に準じて、けいれん性の場合は 30 分以上、非けいれん性の場合は 60 分以上を目安とする。ただし、患児や学校環境を鑑み、学校へ伝達する必要性があれば発作持続時間に関わらず既往ありを選択することが可能である。

### **発作が起きやすい状況(誘発因子)**

てんかん発作が起きやすい状況や誘発因子がある場合は記載し、学校にその状況に対する注意や誘発因子を避けるなどの対応を促す。

### **発作時の対応**

学校でてんかん発作が起きた場合の対応方法を記載する。薬物投与を依頼する場合には、「てんかん発作時投薬指示書」も記載する。共通のてんかん発作時対応方法として、「てんかん発作対応フローチャート」があり、そのフローチャートに沿った発作対応がされるため、特別な対応が必要な場合はその内容も記載する。本指導表やてんかん発作時投薬指示書に記載しても、投薬などの医療行為は医師法や文部科学省判断などにより学校で行えない処置と判断されたり、各学校の人材配置(学校看護師の不在)などの都合で行えない処置がありうることに留意する。

### **救急搬送が必要な状況**

必ず救急搬送が必要と考えられるてんかんの状態について記載する。学校が必要と判断すれば、指示以外の状態でも救急搬送を要請する。学校における救急搬送(救急車要請)の流れは「てんかん発作対応のフローチャート」を参照。

### **救急搬送医療機関での特別な対応や配慮(アレルギーや禁忌薬、特別な治療など)**

患児が主治医が所属する医療機関以外に救急搬送された場合、救急搬送医療機関で特別な対応や配慮が必要であれば記載する。この項目では、アレルギーや禁忌薬、抗けいれん薬で呼吸抑制が強い、迷走神経刺激療法中の MRI 禁、ケトン食中の糖輸液、心因性非てんかん発作に対して過剰な治療をしない依頼などの記載を想定している。

### **水泳学習参加の可否**

てんかん患者における溺水の相対リスクは、てんかんのない児と比較し 7.5~10 倍高く、年齢、重症度、活動、

監視レベルにより異なる。水泳活動での溺水は、遊泳中や潜水中だけでなく、プール内、プールサイド近く、または水中への転落の可能性がある場所では常に起きる可能性がある。活動の安全性を高めるためには、監視体制の強化必要だが、何人で監視すれば安全を確保できるかの根拠となるデータは乏しく、また教育現場での人員確保も容易ではない。以下に、てんかん発作の重症度と水泳活動の参加区分、その時の監視体制の目安を示す。ただし、実際の参加区分、活動内容や監視体制は、学校と保護者、主治医、学校医が水泳活動の始まる前に検討し、保護者の同意を得た上で決定されるため、主治医の可否判断とは異なる対応となる場合がある。また、参加区分はてんかん以外の合併症に関しても考慮する。

てんかん発作の重症度と監視体制の目安（表）

参加区分	監視体制の目安	てんかん発作状況などの例
通常参加	通常の水泳監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以上発作なし</li> <li>・2年以上経過観察し、睡眠時の発作のみ</li> <li>・主治医が通常参加可能と判断した発作</li> </ul>
嚴重監視下で参加	先生1人に対して、生徒3人程度の少人数に制限し、全ての生徒の常時見守りが可能な監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上の経過観察において、意識障害を伴わず、自身で制御可能な発作に限られる</li> <li>・抗てんかん薬の減量中、中止後6か月間</li> <li>・主治医が嚴重監視下で参加可能と判断</li> </ul>
1対1監視下で参加	プールサイドに最も近いコースで泳がせ、指導者は一緒に泳ぐ、あるいはプールサイドを伴走するなど、発作時に直ちに生徒の安全確保が可能な監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外のてんかん発作</li> <li>・主治医が1対1監視下で参加可能と判断</li> </ul>
参加不可	プール内、およびプールのすぐ側など発作時に水中へ転落する可能性のある場所での活動は行わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族が水泳参加を希望しない</li> <li>・主治医が参加不可と判断</li> <li>・学校が少人数や1対1の監視体制を確保できない</li> </ul>

※日本の運転免許の許可状況から改変

### 宿泊学習参加の可否

宿泊を伴う修学旅行や宿泊学習は、通常の学校生活時間以外の発作（夜間睡眠中の発作や起床後の発作など）への対応、入浴中の安全管理、抗てんかん薬の内服管理も必要となる。保護者が行っている役割代行の必要性や学校側が可能な対応について、保護者と相談しながら参加可否を決める。

### その他の学校生活上の留意事項

高所での活動、火を使う調理実習での配慮。階段など移動中の転倒・転落の危険性が高い場合に付き添い。カルバマゼピンのグレープフルーツジュース禁、トピラマートやゾニサミドの発汗不良など内服薬による留意事項。迷走神経刺激装置に対する強い磁場。ケトン食療法中で指定の食事以外摂取できない。などの学校生活上のその他の留意事項について記載する。

### 日常生活に必要な医療的ケアの状況（使用している医療機器などの状況を含む）

日常生活に必要な医療的ケアなどがあれば記載する。医療的ケア指示書と重複するが、医療的ケアのまとめ欄として記載する（診療情報提供書の様式上の必要項目）。

## その他

学校でてんかん対応に関連して、その他注意や配慮が必要な項目があれば記載する。

**参考1 診療情報提供書（兼 てんかん学校生活管理指導表） 記入例**

情報提供先学校名：北陸特別支援学校

令和5年4月1日

学校医等： 学校医 殿

紹介元医療機関：浅ノ川総合病院 小児科

住 所：石川県金沢市小坂町中 83 番地

電話番号：076-252-2101

医師名：中川 裕康

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本書類に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。 令和5年4月1日 保護者氏名 北陸 花子  
 緊急連絡先①：〇〇〇-×××-△△△△（北陸花子） 緊急連絡先②：〇〇〇-×××-△△△△（北陸太郎）

<b>氏名</b>	北陸 三賢	<b>性別</b>	男	<b>生年月日</b>	平成〇年△月□日
<b>住所</b>	福井県石川市富山町 1-2				
<b>診断（傷病名）</b>	レノックス・ガストー症候群				
<b>既往歴</b>					
<b>内服薬</b>	■お薬手帳のコピー（保護者より提出）を参照 ※処方変更があればその都度提出 (1) (2)				
<b>てんかん発作型（複数選択可）</b>					
<input checked="" type="checkbox"/> 全身を硬くさせて転倒し、意識消失と呼吸抑制を伴う発作 [強直・間代・強直間代発作] （重積の可能性：■あり □低い） （呼吸サポート：□要 ■不要） <input type="checkbox"/> 一定時間、意識がぼーっとし、周囲に対する反応がなくなる発作 [焦点意識減損発作] （□場にそぐわない言動 □奇妙な運動 □顔面蒼白 □おう吐） （転倒：□する □しない） （重積の可能性：□あり □低い） （呼吸サポート：□要 □不要） <input checked="" type="checkbox"/> 四肢や体幹の極めて短時間の運動発作(ピクツ、ギュー、脱力など) [ミオクロニー・スバズム・強直・脱力発作] （部位：両肩、両腕） （転倒：■する □しない） <input type="checkbox"/> 体の一部に一定時間の運動症状を伴うが、意識が保たれる発作 [焦点運動発作] （部位：） （転倒：□する □しない） <input checked="" type="checkbox"/> 数秒から数十秒間、動作が停止し意識が消失する発作（転倒せず速やかに意識回復する） [欠神発作] <input type="checkbox"/> 怖がる、興奮する、暴れるなど、感情の変化を主体とする発作 [運動亢進・情動・笑い発作] <input type="checkbox"/> 本人にしか分からない感覚のみの発作（手足や顔面・口内のしびれ、視覚・聴覚・臭覚の発作など） <input type="checkbox"/> 心因性非てんかん発作 <input type="checkbox"/> その他					
<b>発作頻度</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 日単位 □週単位 □月単位 □年単位 □1年以上発作なし（最終： 年 月 日）				
<b>重積発作の既往</b>	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> けいれん性 <input checked="" type="checkbox"/> 非けいれん性				
<b>発作が起きやすい状況（誘発因子）</b>					
<input checked="" type="checkbox"/> 発熱 □睡眠 □生理（月経） <input checked="" type="checkbox"/> 光 □特別な模様 □音 □心理的負荷（心因性） <input type="checkbox"/> その他					

<b>発作時の対応 ※薬物投与を行う場合は「てんかん発作時投薬指示書」も提出</b>
<input type="checkbox"/> けいれんが5分以上持続の時、 <input type="checkbox"/> ダイアップ <input type="checkbox"/> エスケレ mg 1個挿肛 <input checked="" type="checkbox"/> けいれんが5分以上持続の時、ブコラム 5 mg 1本口腔粘膜投与 <input type="checkbox"/> 1時間に 回以上発作を繰り返す時、 <input type="checkbox"/> ダイアップ <input type="checkbox"/> エスケレ mg 1個挿肛 <input type="checkbox"/> すぐに救急搬送 <input type="checkbox"/> 保護者に連絡 <input type="checkbox"/> その他
<b>救急搬送が必要な状況</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 上記対応後、( <input type="checkbox"/> すぐに <input checked="" type="checkbox"/> 5分以上発作が止まらない場合) 救急車を要請 <input type="checkbox"/> その他
<b>救急搬送医療機関での特別な対応や配慮 (アレルギーや禁忌薬、特別な治療など)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 通常のけいれん対応のみ <input type="checkbox"/> その他
<b>水泳学習参加の可否</b>
<input type="checkbox"/> 通常参加 <input type="checkbox"/> 厳重監視下 (先生1人に対して生徒が少人数) のみ可 <input checked="" type="checkbox"/> 1対1の監視下のみ可 <input type="checkbox"/> 参加不可
<b>宿泊学習参加の可否</b>
<input type="checkbox"/> 通常参加 <input checked="" type="checkbox"/> 入浴や内服管理に注意しながら参加可 <input type="checkbox"/> 参加不可
<b>その他の学校生活上の留意事項</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 危険性の高い活動時 (高所、火を使う調理実習など) に配慮が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 階段など教室移動時に配慮が必要 <input type="checkbox"/> グレープフルーツジュース禁 <input checked="" type="checkbox"/> 発汗不良あり熱中症注意 <input type="checkbox"/> 強い磁場注意 <input type="checkbox"/> 指定の食事以外禁 <input type="checkbox"/> その他
<b>日常生活に必要な医療的ケアの状況 (使用している医療機器などの状況を含む)</b>
<input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 <input type="checkbox"/> 胃瘻・腸瘻栄養 <input type="checkbox"/> 口腔・鼻腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ吸引 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門管理 <input type="checkbox"/> 迷走神経刺激療法 <input type="checkbox"/> ケトン食 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>その他</b>

備考:1.必要がある場合は続紙に記載して添付すること。2.わかりやすく記入すること。3.必要がある場合は家庭環境等についても記載すること。

※記載内容は「北陸3県を対象とした学校におけるてんかんのある児童生徒の支援マニュアル -詳細版-」参照 (下記からダウンロード可能)

<https://plaza.umin.ac.jp/chneuro-hokuriku/html/epilepsy.html>

## てんかん発作時投薬指示書の記載方法

学校でのてんかん発作時に、やむを得ず薬物を使用する必要がある場合は、てんかん発作時投薬指示書を記載する。本指示書は、てんかん発作時の保護者への投薬指示を文書で記載し、保護者から学校へてんかん発作時に同様の投薬を依頼することを目的としている。医師法第17条で「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされるが、以下の条件を満たす場合には、学校でのてんかん発作時に、現場に居合わせた教職員などが坐薬（ダイアアップ®、エスクレ®）挿入や口腔用液（ブコラム®）投与を行うことが可能となる。また看護師が事前の医師指示に基づき投薬を行うことも可能である。

- ① 対象の児童生徒と保護者が、事前に医師から、やむを得ず薬物（坐薬・ブコラム）を使用する必要性、薬物の留意事項に関して書面で指示を受けていること。
- ② 対象の児童生徒と保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には薬物（坐薬・ブコラム）を使用することについて、具体的に依頼していること。
- ③ 担当する教職員等が、対象となる児童生徒本人であることを確認し、薬物使用の留意事項を確認し、薬物（坐薬・ブコラム）を使用すること。
- ④ 薬物（坐薬・ブコラム）を使用した後、必ず医療機関で受診させること。

### 学校で認められている医療行為

	教職員など	学校看護師
一次救命処置	○	○
ブコラム口腔用液投与	○	○
ダイアアップ坐剤投与（発作時）	○	○
ダイアアップ坐剤投与（予防投与）	×	○
エスクレ坐剤投与（発作時）	○	○
エスクレ注腸キット（発作時）	×	○
解熱薬坐剤（アンヒバなど）投与	×	○
内服薬の介助	○	○

○：医師指示があれば認められる ×：医師指示があっても現状は認められていない（文部科学省判断）

※認められている処置であっても、全ての学校や教職員など、学校看護師が対応可能かどうかは示していない。

てんかん発作に対する薬剤は、呼吸抑制などの重大な副作用があり、また薬剤に対する反応は個人差が大きく、予測できない反応を示すことも少なくない。学校で使用する薬剤は家庭内などで投与経験のある薬剤を原則とし、過去に投与時の様子を確認し、学校における投与時の注意点を検討しておくことも大切である。

**参考 てんかん発作時投薬指示書 記入例**

児童生徒氏名 北陸 三賢 は、学校等でてんかん発作やけいれん発作を起こす場合がある。以下の通り、てんかん発作やけいれん発作時に、自ら投薬できない本人に代わり、教職員等による投薬がやむを得ず必要であることを本児童生徒等及びその保護者に対して指示している。

1 病名：レノックス・ガストー症候群

2 投薬が必要な状況とその処置

■ 5分以上全身けいれんが止まらない時、下記投薬を行う。

□ \_\_\_\_\_ の時、下記投薬を行う。

□ ダイアアップ □ エスクレ坐薬 \_\_\_\_\_ mg \_\_\_\_\_ 個 肛門から挿入

■ ブコラム口腔用液 ~~5~~ mg 1 本 口腔内に投与

□ その他

R4/9/1 中川裕康

- ・赤字二重線と変更を記載
- ・横に変更日と署名
- ・新たに書き直しても可

□ 1時間に \_\_\_\_\_ 回以上発作を繰り返す時、下記投

発作：

□ ダイアアップ □ エスクレ坐薬 \_\_\_\_\_ mg \_\_\_\_\_ 個 肛門から挿入

□ その他

□ \_\_\_\_\_ °C以上の発熱時、下記投薬を行う。

□ ダイアアップ坐薬 \_\_\_\_\_ mg \_\_\_\_\_ 個 肛門から挿入

□ 坐薬挿入後、 \_\_\_\_\_ 分以内に排泄された場合は、 \_\_\_\_\_ 個を再挿入する

3 留意事項

投薬後は、呼吸抑制や脈の減弱、ふらつき、興奮、傾眠が出現する可能性があるため、呼吸数や脈拍数、その他本人の状態の観察を行いながら、保護者に連絡をする。

■ 上記対応後、(■ すぐに □ \_\_\_\_\_ 分以上発作が止まらない場合) 救急車を要請

医療機関名：浅ノ川総合病院

診断日：令和 4 年 4 月 1 日

住所：石川県金沢市小坂町中 83 番地

診療科：小児科

電話番号：076-252-2101

医師名：中川 裕康

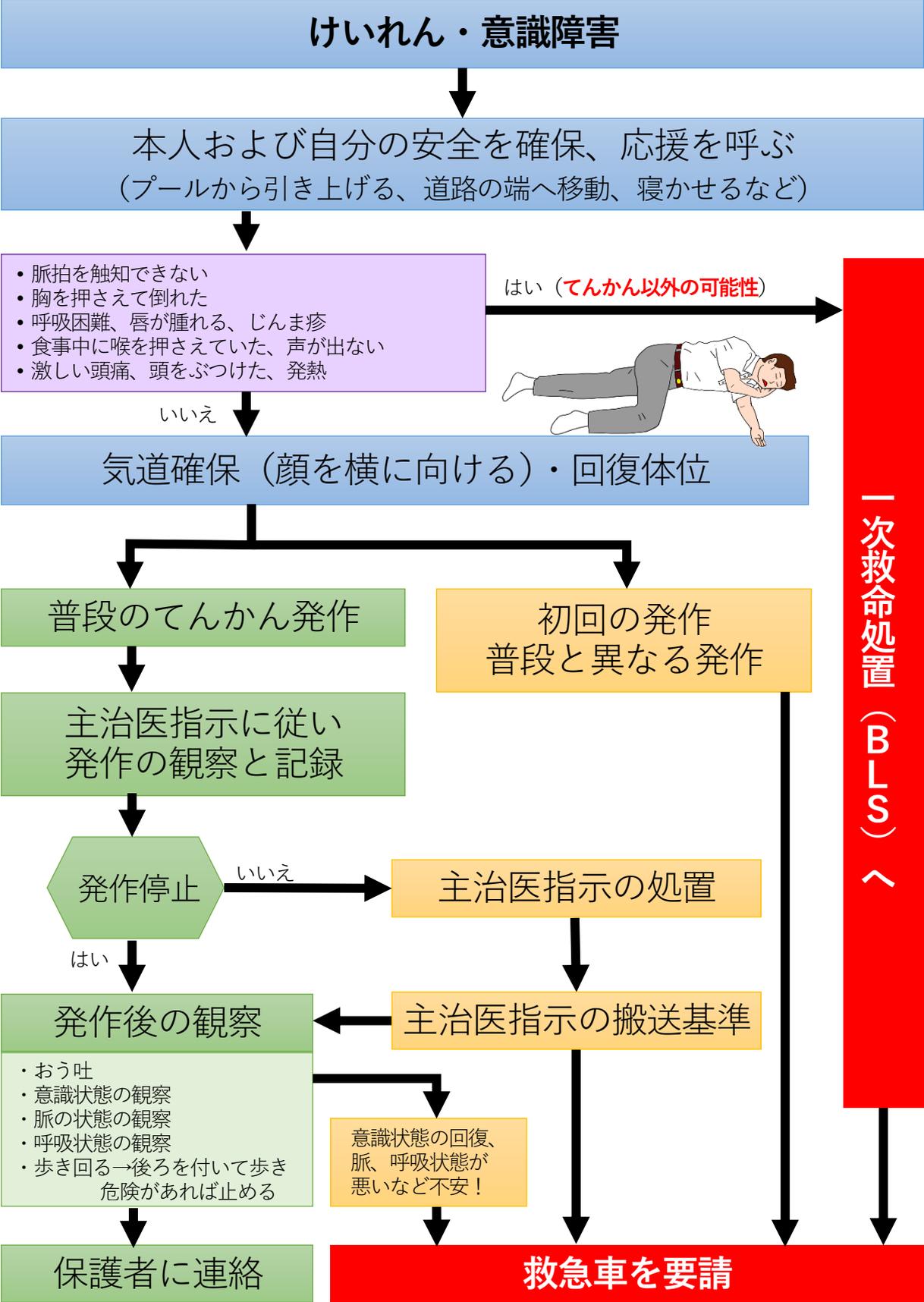
令和 4 年度	□ 上記内容に変更はありません。 ■ 上記内容を一部変更しました。	令和 4 年 9 月 1 日 医師名 中川 裕康
令和 5 年度	■ 上記内容に変更はありません。 □ 上記内容を一部変更しました。	令和 5 年 4 月 1 日 医師名 中川 裕康
令和 _____ 年度	□ 上記内容に変更はありません。 □ 上記内容を一部変更しました。	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本書類に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

令和 4 年 4 月 1 日

保護者氏名 北陸 花子

# てんかん発作対応のフローチャート



もし本マニュアルの内容に質問や要望がある場合には、下記までメールでお問い合わせください。また本マニュアルや学校提出書類、記録表の電子文書(PDF や Word)の配布も行っています。

問い合わせ先：

浅ノ川総合病院小児科 中川裕康

[epilepsy@asanogawa-gh.or.jp](mailto:epilepsy@asanogawa-gh.or.jp)